

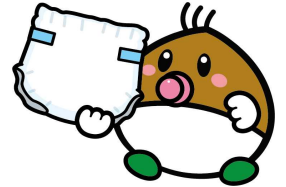
出生届に関する手続きについて

(ver.4.0)

◎出生届とは別に、下記の手続きが必要です。開庁日の8時30分～17時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）に、印鑑と下記の必要書類をお持ちのうえ必ずご来庁ください。なお、**1**を除き、お子様の住民登録地（住所地）の市区町村役場での手続きとなります。特に**3**、**4**は栗東市の独自事業であるなど、市区町村によって制度が異なる場合がありますので、住所地の自治体へ問い合わせをお願いします。

1 母子健康手帳への出生証明・・・総合窓口課 TEL 077-551-0110（直通）

※出生届を出された市区町村役場で証明します。



2 児童手当・・・子育て支援課 TEL 077-551-0114（直通）

※第1子のお子様が生まれたときは新規申請が必要です。

→児童手当請求者と配偶者のマイナンバーの分かる書類・健康保険証（児童手当請求者）・振込口座のわかる通帳（児童手当請求者）・運転免許証等・その他必要になる書類があります。

※第2子以降のお子様が生まれたときは増額の申請が必要です。

→健康保険証のコピー（受給者分）または年金加入証明書を申請時にご提出ください。

※申請をされた月の翌月分より支給対象となりますが、月の後半に出生された場合は、出生日の翌日から15日以内に申請書の提出があれば、出生の翌月分より支給対象となります。

※児童手当の申請は父母の住所地で行う必要がありますので、里帰り出産などで父母の住所地以外で出生届を提出された場合は、必ず住所地にお問い合わせください。

※公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。

3 赤ちゃんおむつ費用助成・・・子育て支援課こども政策係 TEL 077-551-0138（直通）

対象者：令和5年4月1日以降に出生した乳児（1歳未満）の保護者

※申請時に乳児、保護者ともに住民登録があり、支給が決定するまでの間本市に居住していること

4 ふたご・みつご出産就学支援助成・・・子育て支援課子育て支援係 TEL 077-551-0138（直通）

対象者：ふたご・みつごの保護者

5 福祉医療費受給券・・・保険年金課福祉医療係 TEL 077-551-0316（直通）

※お子様の健康保険証

6 国民健康保険(対象者のみ)・・・保険年金課国民健康保険係 TEL077-551-1807（直通）

7 マイナンバー(個人番号)・・・出生で新たに住民登録された方については、1ヶ月程度で簡易書留により世帯主宛にマイナンバー(個人番号)の記載された「個人番号通知書」が送付されます。

ただし、この通知書はマイナンバーを証明する書類として使用できません。マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーが記載された住民票の写しかマイナンバーカードの取得をお願いします。なお、個人番号通知書の封筒の中にマイナンバーカード交付申請書が同封されています。

TEL マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178

個人番号カードコールセンター（有料） 0570-783-578

※「住民票コード」とは別のものになります。住民票コード通知による手続きはありません。大切に保管してください。

<栗東市役所 TEL077-553-1234（代表）>